

第 683 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 8 年 5 月 26 日（火） 9 時 30 分～10 時 30 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	坂本委員、千田委員、庭本委員、三上委員、山口委員
労働者代表委員	圓行委員、森田委員
使用者代表委員	伊藤委員、倉本委員、谷口委員、松下委員、吉川委員
事務局	金成労働局長、丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官、 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫地方最低賃金審議会の日程等について (2) 今年度の実地視察・意見聴取について (3) その他	
議 事 内 容	
○下風賃金指導官 ただ今から、第 683 回兵庫地方最低賃金審議会を開催いたします。 傍聴者の皆様におかれましては、受付でお渡ししております遵守事項に記載しているとおり、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。 本日は、労働者代表委員の小菅委員、中西委員、堀井委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。 それでは審議に入ります前に、本年度第 1 回目の審議会開催となりますので、兵庫労働局長の金成より御挨拶を申し上げます。 ○金成局長 兵庫労働局長の金成でございます。 本日は大変お忙しい中、本年度第 1 回目となります兵庫地方最低賃金審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 本年度は第 55 期の審議会委員として 2 年度目となりますが、前期に引き続き、委員	

に御就任いただいている皆様、また今年度から新たに委員に御就任いただきました委員の方におかれましては、今年度の本審議会の審議に御協力を賜ることになります。

事務局といたしましても、円滑な審議の運営に尽くしてまいりたいと考えておりますので、皆様方の御理解、御協力、御指導をよろしくお願い申し上げます。

最低賃金をめぐる状況につきましては、昨年 11 月に閣議決定されました「強い経済を実現する総合経済対策について」の中で「中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備」という目標を掲げ、政府を挙げて努力するとされております。

このような中、さらなる賃金引上げの実現に向けて、今年 2 月 3 日、兵庫労働局と兵庫県、県内の経営者団体及び労働者団体による兵庫県政労使会議が開催されました。

本会議では、「兵庫経済の好循環の持続、物価上昇を上回る賃上げの定着や労務費等の適切な価格転嫁に「オール兵庫」で取り組む」という共同メッセージが発信されたところです。

労働局においては、「賃上げ」支援助成金パッケージに掲載された助成金をはじめとする各種施策について、労使の皆様にご理解をいただきながら、進めてまいりますので御協力をよろしくお願い申し上げます。

一方、昨今の兵庫県における雇用情勢ですが、令和 8 年 3 月の有効求人倍率は 0.93 倍と前月を下回りました。県内の雇用失業情勢は、持ち直しの動きが弱まっており、物価上昇等の影響に注意する必要があります。

さらに、原油価格の高騰が県内の雇用、経済に与える影響を注視しなければならない状況にあります。

こうした中、委員の皆様方には最低賃金法に定められました地域別最低賃金の決定原則、また中央最低賃金審議会から示される目安金額、そして労働者の最低労働条件の確保など、総合的な観点から非常に難しい御判断をしていただくことになります。

本年度も厳しい審議日程の中で地域別最低賃金、並びに特定最低賃金に係る御審議をお願いすることとなり、大変御苦勞をお掛けすることになりますが、円滑な審議会運営が実施されますよう御協力を重ねて申し上げまして、今年度最初の審議会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○下風賃金指導官

本日は令和 8 年度の最初の審議会となりますが、第 55 期の委員の皆様におかれましては、昨年 4 月から 2 年間の任期ということで御就任いただいておりますので、本年度も引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

今年度は、労働基準部長、賃金指導官、労働基準監督官について異動があり、新たな職員が着任しておりますので紹介させていただきます

兵庫労働局労働基準部長の丸山です。

○丸山労働基準部長

丸山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○下風賃金指導官

賃金指導官の下風です。どうぞよろしくお願いいたします。

○下風賃金指導官

労働基準監督官の神藤です。

○神藤労働基準監督官

労働基準監督官の神藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○下風賃金指導官

本年度におきましても、審議会の円滑な運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入る前に、当審議会の会長及び会長代理について御説明させていただきます。本日の審議会は、昨年度から引き続きとなる第 55 期委員で開催する審議会となっておりますので、昨年度の審議会にて御承認いただいたとおり、引き続き、会長を山口委員に、会長代理を千田委員にお願いいたしたいと思います。

山口委員、千田委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきたいと思います。

本日の議題は、会議次第にありますとおり、

(1) 兵庫地方最低賃金審議会の日程等について

(2) 今年度の実地視察・意見聴取について

(3) その他

でございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、兵庫地方最低賃金審議会運営規程第 5 条第 1 項の規定により、会長が議事進行することになっておりますので、これからの議事進行を山口会長よろしくお願いいたします。

○山口会長

会長の山口でございます。今年度も審議会運営につきまして、慎重かつ円滑な審議に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

はじめに、今年度も議事録の確認をしていただく委員の方を確認いたしたいと思います。今年度につきましても、昨年度と同様、会長の私と、労働者側は森田委員に、使用者側におきましては松岡委員は退任されましたので、伊藤委員にお願いしてもよろしいでしょうか？

○各委員

異議なし。

○山口会長

また、議事録の確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代わりの委員を指名することにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口会長

ありがとうございます。それでは、議題（１）「兵庫地方最低賃金審議会の日程等について」ですが、事務局から説明をお願いします。

○安積賃金室長

はい。では、今年度の兵庫地方最低賃金審議会の開催日程等の見通しについて御説明させていただきます。

お手元にお配りしています第 683 回審議会資料を御覧ください。

資料を 1 枚おめくりいただきますと資料目次のとおり資料 1 から資料 14-2 まであり、各ページ右下に通しのページ番号を付記しております。

この右下のページ番号で御案内させていただきます。

資料の 1 ページ目を御覧ください。こちらが現時点の兵庫県最低賃金額と産業別の特定最賃額の一覧表を掲載したリーフレットになります。

次に、2 ページ目が当審議会の委員名簿になります。この 55 期の委員の方にも一部変更がありましたので、御紹介させていただきます。

この 55 期の使用者代表委員として、4 月 4 日より新たに伊藤敦委員に御就任していただいております。

○伊藤委員

伊藤でございます。よろしくお願いします。

○安積賃金室長

ありがとうございます。

次に兵庫県最低賃金にかかる答申日と発効日の関係について説明させていただきます。資料の 3 ページ目を御覧ください。こちらは、令和 8 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表（地域別最低賃金の場合）となっています。

黄色く塗った枠のところを御覧ください。従来の 10 月 1 日発効を目指した場合、8 月 5 日（水曜日）が答申期限となります。

8月5日（水曜日）に答申をいただいた場合、異議申し出の期間は8月20日（木曜日）までとなりますので、翌開庁日である8月21日（金曜日）の審議会を経て、9月1日（火曜日）に官報公示を行う予定となります。

なお、ただいま御説明いたしました、答申日と発効日の関係は法令の手続きによるものであり、発効日等は、当然に審議状況により決定されるものでありますので、御承知おきいただければと思います。

続きまして、今後の予定案について資料5ページ目を御覧ください。これは8月5日（水曜日）を答申期限とした場合の審議会の開催日程について事務局案として作成したものでございます。

まず、7月6日（月曜日）に第684回兵庫地方最低賃金審議会を開催し、7月13日（月曜日）に第685回本審を開催する予定としています。続きまして、7月27日（月曜日）に第686回本審を開催し、その後に順次兵庫県最低賃金専門部会を開催する予定としています。

予定としましては、7月28日から8月4日の間に必要に応じて兵庫県最低賃金専門部会を例年であれば4、5回開催したうえで、8月5日の第687回本審により改定額の答申を行い、8月21日（金曜日）の本審で異議申出に係る調査審議を行う予定となります。以上となります。

○山口会長

事務局から、兵庫県最低賃金の改正にかかる8月21日（金）までの日程案が示されましたが、皆様よろしいでしょうか。御意見、御質問がございましたらよろしくお願いします。

○各委員

（特になし）

○山口会長

それでは、何かございましたら御質問いただければと思います。

それでは、議題（2）「今年度の実地視察・意見聴取について」に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○神藤労働基準監督官

今年度の実地視察と意見聴取について、御説明いたします。

資料6ページ目を御覧ください。

この実地視察につきましては、委員の皆様、地域や産業の実態を御認識いただき、その後の審議に活かしていただくために例年実施しております。

今年度の実地視察は、県内の「宿泊業・飲食サービス業」、「製造業」、「生活関連サービス業、娯楽業」を対象とすることについては、本年3月6日に開催した第682回の本

審にて、御了解いただいております。

現時点では、「飲食サービス業」につきましては、神戸市内の飲食店と個別に調整中で、「製造業」につきましても、神戸市内の弁当等の食料品製造業と個別に調整を行っているところです。

実施日についても調整中ですが、「飲食サービス業」、「製造業」とともに6月中旬から6月末、遅くとも7月初旬までには実施したいと考えております。

御参加いただく委員の方につきましては、例年受入れ側の事業場の施設状況や業務負担ということを考えまして、公労使側の委員それぞれ1名ずつ参加していただいております。

事務局におきましては、視察事業場や日程等が決まり次第、別途、各委員の皆様にもメールでお知らせし、参加委員の調整をお願いさせていただきたいと思っております。

また、事業場側からの意見聴取につきましては、先の3月6日の本審において、今年度も省略することが確認されておりますので、今年度も実施いたしませんのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山口会長

実施視察については、事業場の実態を直に見聞きすることが出来る良い機会ですので、各委員において可能な方は出席調整をお願いします。また、その日程や参加者等の調整については、事務局の方で準備を進めていただきたいと思います。

何か委員の方から、御意見等はございますか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

それでは、議題（3）「その他」について、事務局から何かありますか。

○安積賃金室長

では、事務局より資料の残りの部分を御説明させていただきます。

資料8ページの資料6から御説明させていただきます。

(以下の資料6から13-2を説明)

資料6： 地方最低賃金審議会委員説明資料（地域別最低賃金編）

資料7： 地方最低賃金審議会委員説明資料（特定最低賃金編）

資料8： 兵庫県内経済情勢報告令和8年4月判断（財務省近畿財務局神戸財務事務所）

資料9： 商工会議所 LOBO（早期景気観測）2026年4月調査結果

資料10： 小規模企業景気動向調査 2026年3月期調査(全国商工会連合会)

資料 11: 3 月の中小企業月次景況調査（全国中小企業団体中央会）

資料 12: 2026 春季生活闘争 第 5 回回答集計結果について（日本労働組合総連合会）

資料 13: 最低賃金の大幅引上げと開かれた審議を求める要請書（兵庫県労働組合総連合）

資料 13-2: 申入書（兵庫県パート・エオンネットワーク、ひょうご地域労働運動連絡会、ひょうごエオン、NPO 法人ひょうご働く人の相談室）

最後に、資料 14 について御説明させていただきます。

この資料 14 については、前回の 3 月 6 日の本審におきまして、使用者側の委員から御質問いただきました点につきまして、事務局からの説明用として添付させていただいた資料となります。

前回の本審の中で、使用者側委員からの御質問として、

「昨年度、中央最低賃金審議会から提示された目安を超える引上げを行った都道府県については、政府から特別に支援策を検討するとのコメントがあった。そのため、公益側委員の方の意見では、この特別な支援策への期待も理由の一つとして令和 7 年は目安 + 1 円の改定で採決されました。このことについて、その後、政府からこの特別な支援策として実施されたものはあるのかどうか教えて欲しい。」

という質問をいただきました。

そこで、事務局においてこの支援策について調べた部分の御説明をさせていただきます。

この審議会資料の右肩に資料 14-1 と題した 93 ページを御覧ください。

これは、政府として内閣府から各都道府県に示された事務連絡となります。その中の黄色く塗りつぶされた部分を御確認いただきますと、

「令和 7 年 11 月 21 日閣議決定において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたことを踏まえ、本日、重点支援地方交付金 2 兆円が計上された令和 7 年度補正予算が成立した」とされています。

次の 94 ページを御覧ください。

一番上に

「2 重点支援地方交付金の対象について」として、その下の黄色く塗ったとおり、「推奨事業メニュー」が示されて、次の 95 ページのところに、【事業者支援】として

⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

⑧農林水産業における物価高騰対策支援

⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

が掲げられています。

さらに、資料 103 ページを御覧いただきますと、この重点支援地方創生臨時交付金制度の要綱となっており、その交付金の目的が定められています。

その下の黄色く塗った部分が目的になります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に掲げる物価高の克服の事項又は「強い経済」を実現する総合経済対策」に掲げる生活の安全保障・物価高への対応の事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに効果的・効率的に必要な事業を実施出来るよう、地方公共団体が作成した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図ることを目的とする。

とされています。

具体的な計算式について、御説明させていただきます。資料 108 ページを御覧ください。

これは先程の要綱の別紙になり、そこに

都道府県については、以下の（１）、（１１）、（１３）及び（１４）の算定額の合計額とする。とされています。次の 109 ページを御覧ください。

これは今回実施された交付金の都道府県分のところの記載を抽出したもので、ここで算式が示されています。

算式としましては、

$$1,980 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times \alpha + 2,270 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times E + \text{人口} \times F \times G) \times H \times I \times \gamma$$

となっています。

この算式の中で、最賃の目安についての引上げについて関係している部分は、ここの H の部分になります。

資料の 111 ページを御覧ください。H として、都道府県区分と率の表があります。112 ページの表の黄色く塗った部分が兵庫県の最賃の引上げ部分が該当する部分となり、

「地域別最低賃金額改定の目安に対する引上げ額の割合が 1.00 以上 1.25 未満の当道府県」に該当します。

その計算については、上の表の（）内に示されているとおり、

「※令和 7 年度に決定された地域別最賃額から令和 5 年度に決定された地域別最賃額を控除した額を、中賃が地方に提示した令和 6 年度及び令和 7 年度の地域別最賃改定額の目安の合計額で除して得た数」

となり、これを表の右枠の $\times 1.200 - 0.200$ して計算することとなります。

実際に兵庫の最低賃金審議の経過に当てはめて計算してみますと、兵庫では令和 6 年度に目安に +1 円、令和 7 年度も目安に +1 円上乘せして改定していますので、H の係数は 1.021238 となり、この H の係数で約 2 % の上乘せがあったことが認められました。

では、その交付金を兵庫県ではいくら受けて、どのように交付決定を行っているかについて御説明させていただきます。

最後に資料の 119 ページを御覧ください。

兵庫県での交付限度額が 327 億 7,971 万円となっており、そのうち令和 7 年度に約 65%の 212 億 6,164 万円が交付決定に至っていることが認められます。

その下にオレンジ色の所に「事業者支援」としての交付状況も御確認いただけたと思います。

このように目安に上乗せして改正していただいた結果により、交付金が上乗せして支給されていることがお分かりいただけるのではないかと考えております。

以上の説明で、前回の本審での使用者委員から御質問いただいた御回答となります。事務局からの説明としましては以上となります。

○山口会長

では、今の事務局の説明に関しまして何か御意見等ございませんか。

○吉川委員

先程の資料で少し違和感があったのですが、39 ページの黄色で塗られている「企業倒産数」の欄で、「令和 8 年 1～3 月は前年を下回っている。」とあるのですが、1 月 9 日の神戸新聞の記事では、2025 年の兵庫県内の倒産件数は 634 件で 3 年連続で増加しており、15 年以来の高水準とありました。負債総額は 541 億 6,800 万円です。それほど金額は大きくはないのですが、件数はリーマンショック以来の数で、そのうちの 3 分の 1 程度が小規模倒産という記事を拝見したのですが、1～3 月の倒産件数が前年を下回っているのは、地方交付金とかの効果が出て改善されたのですか。2025 年は非常に悪かったという認識ですけれど。

○安積賃金室長

詳細の部分につきましては把握出来ておりませんので、確認させていただきます。

多分、1～3 月に限っておりますので前年の 1～3 月と比較して下回っているということだけを述べているだけなのかなと、神戸新聞の記事では 1 年間という記事ではないかと思しますのでその記事と併せて事務局で確認させていただきたいと思います。

○吉川委員

ゆっくりでいいですよ。

○山口会長

では、事務局は確認をお願いします。

他にありますか。

○伊藤委員

地方交付金については私の前任の松岡が出していた質問だと思いますが、それを確認

するように引継ぎを受けておりまして、御回答ありがとうございました。

お話をお聞きする限り、確かに交付金算出の複雑な係数の一部に目安額を上回れば数パーセント掛け算をされるということだったようです。

拝見する限りでは、最低賃金だけでなく他にも様々な係数がたくさん掛け算されている算式になり、一番最後の御報告に総額 300 数十億円の交付金になりますよということですが、その内のいったいいくらが、この目安額を 1 円上回った結果から導き出せる金額なのか計算が複雑すぎて把握できないという理解でよろしかったでしょうか。

○安積賃金室長

様々な数値が県で拾われていると思いますので、こちらでは把握出来ていない係数がございますので、可能であればこちらでも兵庫県に確認を取りながらどれくらいの金額かを調べてみたいとは思っています。今のところは把握出来ておりません。

○伊藤委員

ありがとうございます。

あともう一点だけ、これは昨年度、本年度に対する交付金だと認識しますが、これは引き続き来年度以降も最低賃金の目安額を上回る、上回らないで交付額に影響するかどうかということは、まだ決まっていないのでしょうか。この点、分かれば教えていただけますでしょうか。

○安積賃金室長

現在のところ、このような上積みの交付金が予定されているという連絡は入っておりません。

また、今年の全国での審議状況を踏まえて改定される時期の前後に中央から示されてくるのかなと思います。情報が入りましたら速やかに委員の皆様にお伝えしたいと思っています。

○山口会長

ありがとうございます。

他に質問等ありますか。

○谷口委員

質問というより意見に近いかも知れません。

今の伊藤委員の質問に関連するのですが、重点地方交付金の使い方や、どういう事業に使うかは、もちろん兵庫県が決めるので、この場でどうこう言うことではないのであくまで意見ですが、もともとこの質問を前任の松岡委員がされた時は、たぶん目安額より 1 円上乗せすることは、使用者が 1 円上乗せするのですから、使用者が何とか賃金を上げるための努力をしないといけないので、使用者に対して直接に何らかのメリットが

ある効果があるような施策を兵庫県がやってくれるのか、というより国が直接何かやってくれるのかなと思っていたのですが、ふたを開ければ地方交付金で地方が考えろということで、結果的に兵庫県の施策では、最後の 119 ページの主な事業概要を見ますと「はばタン Pay」に 102 億円これは消費者対策です。

結果的に、間接的に「はばタン Pay」によって消費が喚起されれば、物を売っている使用者は売り上げの増加につながる可能性があるのですが、それはあくまで間接的な話であって、もっと直接なもので何かあるのかなと見ますと 119 ページの最後のところで設備投資への支援で 21 億円で 1 件当たりの上限が 3,000 万円で、上限額を全て使った企業ばかりとして割り算をすると 70 となり、たかが 70 社に対する支援で終わっています。

これは、はたして国が意図した意向を汲み取って兵庫県として支援対策を打ってくれたのか、はなはだ疑問です。ただ、ここでどうこう言う話ではないので意見として申し上げておきます。

○山口会長

ありがとうございます。

今の谷口委員の意見は本審議会としてどう対応したらよろしいでしょうか。兵庫県にお伝えすることはあるのでしょうか。

○安積賃金室長

政労使会議というのがありますのでその場で伝えていくとか、厚生労働省に対して審議会でこういう意見があったとかを上申していくとかを考えていきたいなと思っております。

○山口会長

ありがとうございます。

審議会として直接対話はありませんので、そのようにしていただければと思います。その他、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

では、次回の日程について事務局からお願いします。

○下風賃金指導官

例年どおり来月 6 月下旬頃には中央最低賃金審議会での目安の改正諮問が見込まれますので、これを踏まえて、局長から兵庫県最低賃金の改正諮問をさせていただきたく、

次回は、7月6日(月曜日)、午後3時、場所はこの会議室で開催できればと考えております。

○山口会長

ただいま事務局から説明がありました。次回の本審については、7月6日(月曜日)午後3時、場所はこの会議室、という説明でした。

また、次回本審の公開・非公開についてですが、昨年と同様、公開としたいと思います。

委員の皆様はよろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○山口会長

では、次回の本審は、7月6日(月曜日)午後3時、この会議室での開催とします。事務局から他に何かありますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○山口会長

それでは、他になければ、本日の審議会はこれで終了としたいと思います。お疲れ様でした。どうもありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

山口 隆英

森田 直樹

伊藤 敦